

鉄骨切断機等の新たな解体用車両系建設機械に係る労働安全衛生規則等の改正について

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室

かまいし ひでお

主任技術審査官 釜石 英雄



はじめに

建設物の解体工事現場等では、「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」および「解体用つかみ機」（以下「鉄骨切断機等」という）といった労働安全衛生法令上、今まで規制していなかった機械の導入が近年進んでおり、解体工事等の迅速化や安全化に貢献している一方、これらの機械を原因とした休業4日以上^{じゅうとく}の死傷労働災害が年間100件以上発生し、死亡災害など重篤な災害も発生しています。

このようなことから、厚生労働省では、これらの機械に関して知見を有する学識経験者や関係業界団体等の関係者の参集を求め、「解体用車両系

建設機械の新たな安全対策に係る検討会（座長：建山和由 立命館大学理工学部教授）」を開催して検討を行いました。

そして、その報告書を受けて、「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）」「安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）」「労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）」「車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）」および「車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成2年労働省告示第65号）」のそれぞれの改正案を作成し、WTO通報、パブリックコメント等所定の手続きを経て、平成25年4月12日に、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号）」「安全衛

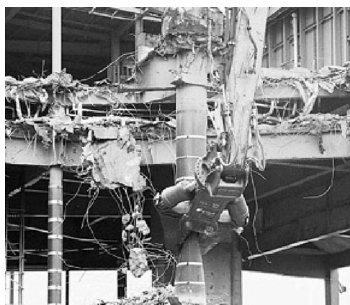


写真 1 鉄骨切断機
（オカダアイヨン(株)製）



写真 2 コンクリート圧砕機
（日立建機(株)製）



写真 3 つかみ機
（キャタピラージャパン(株)製）

（各社ホームページより）

生特別教育規程等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第141号）」をそれぞれ公布，公示しました。

本稿では，これらの改正の主な内容を紹介します。



労働安全衛生規則の改正

今般の労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）の改正により，鉄骨切断機等を労働安全衛生法令上の車両系建設機械として規制の対象とし，具備すべき構造要件や使用上講ずべき安全措置を規定しました。

また，3t以上の機体重量の鉄骨切断機等の運転の業務に就く場合は解体用の車両系建設機械の運転技能講習を受講しなければならないこと等としました。これらの概要は次のとおりです。

1．定義等（安衛則第151条の84関係）

安衛則第151条の84を新設し，労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7第6号2の「厚生労働省令で定める機械」として，次の三つの機械（動力を用い，かつ不特定の場所に自走できるもの）を規定しました。

- ① 鉄骨切断機（鉄骨（非鉄金属の工作物を含む）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械）
- ② コンクリート圧砕機（コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械。鉄筋を切断する機能を付加したものを含む）
- ③ 解体用つかみ機（木造の工作物を解体し，またはその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械）

2．構造（安衛則第153条関係）

岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で，鉄骨切断機等を使用するとき，堅固なヘッドガードを備えなければならない

こととしました。

3．使用に係る危険の防止（安衛則第2章第1節第2款および第3款関係）

(1) 転倒または転落による危険の防止（第157条の2関係）

車両系建設機械が転倒または転落して運転者が機械の下敷きになる労働災害が発生していることから，路肩，傾斜地等であって，車両系建設機械の転倒または転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所では，転倒時保護構造（ROPSやTOPS）を有し，かつ，シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないよう努めるとともに，運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならないこととしました。

(2) アタッチメントの交換作業時の危険の防止（第165条および第166条の2関係）

アタッチメントの交換作業中にアタッチメントが倒壊等して労働者が激突される等の労働災害が発生していることから，車両系建設機械のアタッチメントの装着または取り外しの作業を行うときは，アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため，架台を使用させなければならないこととしました。（第166条の2関係）

また，複数の労働者がアタッチメントの交換作業等を行う場合は，作業を指揮する者を定め，その者に作業手順の決定等を行わせなければならないこととしていますが，この架台の使用状況も監視させることとしました。（第165条関係）

(3) アタッチメントの装着の制限（第166条の3関係）

アタッチメントを交換できる車両系建設機械がその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを取り付けた場合，転倒する危険があることから，車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならないこととしました。

(4) アタッチメントの重量の表示等（第166条の4関係）

車両系建設機械がアタッチメントを取り替えるとすくい上げることのできる物の容量や持ち上げることのできる重量が変わるため、これらの情報を運転者が容易に確認できるように、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット等の場合はその容量または最大積載重量を含む）を表示するかまたは運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる位置に備え付けなければならないこととしました。

(5) 定期自主検査（安衛則第2章第1節第3款，第168条関係）

特定解体用機械（ブームおよびアームの長さの合計が12m以上の解体用機械）のブームシリンドラーに備えられた逆止め弁，作業範囲警報装置，ブーム角度計は労働災害防止上特に重要であるため，1月以内ごとに1回，定期に行う自主検査の項目として「逆止め弁，警報装置等」を追加しました。

4．解体用機械を対象とした措置（安衛則第2章第1節第5款関係）

(1) 特定の場所における特定解体用機械の使用の禁止（第171条の4関係）

特定解体用機械は安定性が低く，また，転倒・転落した場合の危険性が高いことから，路肩，傾斜地等で特定解体用機械の転倒または転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所では，地形，地質の状態等に応じた危険防止措置を講じたときを除き，特定解体用機械を用いて作業を行ってはならないこととしました。

(2) 特定の場所における運転室を有しない解体用機械の使用の禁止（第171条の5関係）

解体用機械を用いて作業を行う場合，圧砕したコンクリートの破片が飛来し，労働者に激突するなどの危険があるため，物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは，

飛来物の防護設備等物体の飛来等の状況に応じた危険防止措置を講じたときを除き，運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行ってはならないこととしました。

(3) 危険な箇所への立入禁止等（第171条の6関係）

解体用機械を用いた作業において，コンクリートの破片等が飛来して周辺で作業を行っていた労働者に激突する労働災害が発生していることから，物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこととしました。

5．技能講習（安衛則別表第3および附則第3条関係）

(1) 鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者として，平成25年7月1日以降に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習（厚生労働省告示第141号による改正により鉄骨切断機等の運転に係る内容が追加されたもの）を修了した者および厚生労働大臣が定める者を規定しました。（別表第3関係）

(2) ブレーカに係る技能講習（改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習）を修了した者については，平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習を修了した場合には，解体用機械のうち，鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしました。（附則第3条関係）

(3) 平成25年7月1日時点で，鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており，かつ，当該業務に6カ月以上従事した経験を有する者については，平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習を修了した場合には，解体用機械のうち，鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしました。（附則第3条関係）

(4) 安衛則の改正省令（第58号）の改正前に，解体用機械のうち，ブレーカの運転の業務に就くことができる者は，平成25年7月1日以

降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができることとしました。(別表第3関係)

3

車両系建設機械(解体用) 運転技能講習規程の改正

今般の車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程の改正により、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種の解体用機械を対象とするものに改めました(これにより講習時間は、35時間から38時間になりました)。

また、これに伴い建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に規定する建設機械施工技術検定の合格者に対して鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識および技能を付与するための時間を短縮した技能講習を実施することとしました。

4

安全衛生特別教育規程の改正

今般、労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が3t未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、安全衛生特別教育規程第11条の3(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育)を改正し、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種の解体用機械を対象とするものに改めました(これにより教育時間は、12時間から14時間になりました)。

5

車両系建設機械構造規格の改正

今般の車両系建設機械構造規格の改正により、鉄骨切断機等の具備すべき構造要件を規定しました。

その要点は次のとおりです。

1. 解体用つかみ機の前方安定度を新たに規定(第4条第4項関係)

2. 特定解体用機械(上記第2労働安全衛生規則の改正の3(5)のもの)の前方安定度を新たに規定(第4条第5項関係)

3. ブレーカの運転室の前面ガラスは安全ガラスとするよう規定(従前は強化ガラス、第9条第4項関係)

4. 鉄骨切断機およびコンクリート圧砕機の運転室の前面は安全ガラスに加え、飛来物の防護設備を備えるよう規定(第9条第5項関係)

5. 特定解体用機械でブームおよびアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造のものについては、作業範囲を超えたときに自動的にブームおよびアームの作動を停止させる装置または警音を発する装置を備えるよう規定(第13条の2関係)

6. 油圧を動力として用いる特定解体用機械のブーム等には逆止め弁を備えるよう規定(第14条関係)

7. 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、そのアタッチメントの重量および装着できる最も重いアタッチメントの重量を運転者の見やすい位置に表示するか、またはそれらを記載した書面を備え付けるよう規定(第15条関係)

6

おわりに

以上、今般の改正について、概要を説明しましたが、施行は本年7月1日ですので、不明の点などについては、最寄りの労働基準監督署や各都道府県労働局安全主務課にお問い合わせいただくなど、法令違反することなく安全に鉄骨切断機等を使ってくださるようよろしくお願いいたします。

参考 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002y9fm.html>